

【報告第2号】

平成26年度事業計画（案）

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

1. 基本方針

平成26年度は、当協会が公益社団として移行認定を受けて2年目となります。昨年度は努めて、公益活動とは何かを認識し、市民向け相続・遺言に係る出前講座や災害復興支援に力を入れて参りました。その甲斐あって、一般市民においても当協会の有用性を認識頂けるようになりました。今後も公益活動については、当協会が果たすべき意義・役割を自覚しながら、その効果を精査し継続していきます。さらに、今年度は、公嘱協会本来の活動である嘱託登記の受託拡大に向けて、官公署に対し、積極的な取り組みを行いたいと考えております。そのためには、より多くの入札に参加するとともに、再開発等、官公署が発する情報を的確にとらえていく所存です。

このような視点から以下の基本方針に基づき活動して参ります。

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確且つ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果します。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 各種方策を実施し円滑な会務運営を行います。

2. 平成26年度事業計画

(1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、当協会が昭和61年に設立された契機となった本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めて参ります。

都道、市道の道路拡幅に伴う用地取得の登記、東京都住宅供給公社の分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記など、当協会がこれまでに受託してきた官公署等の各部署のみならず新たな部署に対しても、また、未だ受託実

績のない市区町村に対しても積極的に当協会の存在とその有用性をアピールして受託できるよう努めます。すでに調布市、府中市との間で継続的に受託して実績を上げている狭あい道路拡幅に関する嘱託登記など、他の市区町村においても応用できるよう積極的に広報をして参ります。

個々の業務処理にあたっては、当協会が今まで蓄積してきた公共嘱託登記処理のノウハウを各社員が共有し、常に正確で精度の高い業務を遂行して受託先の当協会に対する信頼性を高めるよう努めます。

近年の傾向として、登記事件の受託の前段階での権利調査業務の受託が増えてきています。不動産の取得には前提として権利関係の正確な把握が必須ですが関係当事者が多数の場合、相続登記未了の場合、権利関係が複雑な場合など高度な専門性と豊富な経験が必要です。官公署等の担当者にとっては過大な負担となり業務停滞の一因となっております。権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理することになり、これこそ専門家集団である当協会の存在意義と有用性が発揮できる場面です。

権利調査業務にも至らない、その前段階の相談業務も積極的に応じて参ります。官公署等の担当者は登記の専門家ではないので、まさに専門家たる司法書士が適切なアドバイスをしなければなりません。当協会は受託先の各官公署等には担当理事を定め、市区町村には協会地区幹事、副幹事を配して相談に対応するようにし、もって公共事業等の円滑な実施に寄与して参ります。

(2) 地域防災・災害復興支援事業

狭あい道路の整備、密集市街地の整備支援を本年度も引続き行って参ります。首都直下地震の防災対策への対応は喫緊の課題です。狭あい道路の拡幅整備事業を行っている調布市や府中市のスキームを他の地方公共団体に提示し、また、防災面、居住環境面で多くの問題を抱えている密集市街地の改善のための区画整理事業や都市再開発事業の推進を提言していきます。具体的には、地区幹事を中心として各自治体に出向いて説明し、より多くの地域で施行していただくよう提言していきます。

当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加していきます。災害復興まちづくり支援機構では、平成26年度も東京都と共催で公開のシンポジウムを開催します。

(3) 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

不動産登記に関連する相続、税務、表示登記、権利調査等、一般の関心が高い分野を中心にテーマを決めて研修会を年3回以上開催いたします。

一般の市民の方々に相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義する

公開市民講座については、本年も積極的に開催するように努めます。また、当協会ホームページの「公開市民講座等」のコーナーではこのような講座を新たに希望する方々へ広報するために、写真付で開催の様子を掲載しております。当協会ホームページ「担保権者の行方は？」のコーナーでは、めまぐるしく変化する金融機関の変遷過程について情報を整理のうえ、最新情報を閲覧できるようにしていきます。さらに、当協会ホームページ「研修情報」のコーナーでは、不動産登記を中心とした最新の法的な諸問題の解説を検索できるシステムを充実させます。

また、当協会は、組織内研修を充実させて、社員の能力向上のため協会の知識、経験、情報の共有に努めていきます。

上記の活動を通じて、当協会の不動産登記関連情報のシンクタンクとしての機能を充実させます。

(4) 会務運営の円滑化事業

当協会の事業の円滑な実施のために、会務運営全般につき改善すべき点など見直しをして参ります。

業務執行においては都市再開発マニュアルをはじめ各種マニュアルを作成し、効率的な作業ができるよう検討を重ねていきます。

また、地区幹事会を開催し、理事、地区幹事、地区副幹事間の意思疎通を促し協会運営の合理化、適正化に資するよう企画して地区の活性化を図ります。

各理事の職務を明確にして、各部会の機能を強化する一方、参与、地区幹事などが参加する委員会を充実させて、効率的に業務活動をしていきます。